

令和 8 年度 高等教育コンソーシアム信州  
学生活動支援事業公募要項

1. 趣旨

地域貢献に関わる活動や異なる大学の学生間交流ができる活動を支援することで、地域との連携の拡大や学生間交流の活性化を図る。

2. 公募内容（次のいずれかに該当する活動）

(1) 長野県内において地域に貢献できる活動

(2) 高等教育コンソーシアム信州加盟校の複数の大学で取り組む活動

※「加盟校の複数の大学」が主体となっていれば、加盟校以外の大学が含まれていても差し支えないが、加盟校以外の大学が大半を占める団体の活動は認めない。

3. 応募資格

(1) 代表学生が高等教育コンソーシアム信州加盟校の所属であること。

(2) 指導・助言をする責任者が、代表学生の所属する大学の教職員であること。

(3) 令和 9 年 1 月末までに支援金を使用できる活動であること。なお、申請件数は、1 団体 1 件とする。同一学生が複数の団体に参画することは妨げない。

(4) 活動に携わる学生が皆、修学を優先しながら活動に勤しんでいること。

4. 支援金の交付等

(1) 支援額は採択された活動 1 件につき 6 万円以内、高等教育コンソーシアム信州加盟校の複数の大学で取り組む活動は 1 件につき 10 万円を上限とする。ただし、予算の不足分を持ち出しで実施することは差し支えない。なお、予算の範囲内において支援金を交付するため、減額して採択する可能性もある。

(2) 要求経費の内容が支援対象外であると判断した場合は、支援申請金額から支援対象外分について減額して採択する。

(3) 支援金は採択決定後、高等教育コンソーシアム信州から代表学生の所属組織へ支払う。支援金は、採択通知日以降からの支払分に使用可能とし、それ以前に持出しで賄っていた経費への補填は認めないものとする。原則、支援金は全額使い切るものとする。

(4) 支援対象となる経費は、消耗品費、通信費、交通費・宿泊費、会場使用料、印刷製本費、書籍購入費等の全部または一部に要するものとする。購入物品の所有権は、代表学生の所属大学に帰属するものとする。交通費は領収書が発行される公共交通機関を使用する場合のみ対象とし、自家用車を使用する場合は対象としない。上記の支援対象項目に含まれるか判断に迷う場合は、申請前に事務局まで確認することが望ましい。なお、各経費は代表学生の所属大学の規程に則り使用することとする。

(5) 会計手続きは、代表学生の所属大学の規程に従うものとする。

(6) やむを得ず、申請内容に変更があった場合は、変更箇所を赤字で訂正した申請書をコンソーシアム事務局に再度提出し、活動報告書へ経緯を記入すること。

(7) 支援金は、支出証拠書類（領収書等）を保管して適切に管理すること。

(8) 活動終了後、活動報告書と併せて活動内容報告動画及び支出明細書（領収書添付）を

提出すること。なお、提出された活動報告書等一式は、各関係機関等に公表するとともに、高等教育コンソーシアム信州の HP への掲載を行う。そのため、活動報告書及び活動内容報告動画を作成する際は、他人が写った画像や映像等を許可なく使用しないなど、著作権や肖像権に充分配慮すること。

(9) 不適切な支出があったと認められる場合には返還を求めることもある。

## 5. 採択予定件数 5～9 件程度

## 6. 応募方法、提出期限

応募方法：応募書類一式を高等教育コンソーシアム信州の HP からダウンロードし、必要事項を記入の上、メール添付（PDF 形式）にてコンソーシアム事務局へ提出する。

注 1) 高等教育コンソーシアム信州加盟校の複数の大学で取り組む活動を申請する場合、申請書の代表学生欄を増やして各大学の代表者について記入するとともに、当該活動の代表学生 1 名を明示すること。

注 2) 申請書を提出する際は、必ず所属大学のコンソーシアム担当事務（教務課、学務課、学生支援課等）に許可を得ること。また、当該支援金は所属大学の口座への振込となることをコンソーシアム担当事務に伝え、会計処理に係る手続きの確認を依頼すること。

※代表学生、および指導・助言をする責任者がいずれも信州大学の所属である場合は、上記許可および確認に関する手続きは不要とする。

注 3) 提出された申請書を事務局が確認し、要求経費の内容が支援対象外であると判断した場合は事前に連絡する。申請書の提出期限までに変更できる場合に限り、要求経費の内容を変更することを認める。

注 4) 申請書送付後、1 週間以内に事務局から返信がない場合は、問い合わせを行うこと。

提出期限：令和 8 年 5 月 24 日（日）

ただし、採択件数に余裕があれば引き続き公募を行う。

## 7. 採択基準及び採択決定時期

- ・活動内容の適切性・発展性等を基に総合的に判断し、令和 8 年 6 月に代表学生に対し採択または不採択決定通知を送付する。
- ・以前申請して採択された活動であっても、企画が発展しているものであれば審査の対象とする。

ただし、複数回目の申請を行う場合は、以前の申請内容との違いや発展している箇所を申請書に明記すること。

## 8. 書類の提出先および問い合わせ先

高等教育コンソーシアム信州事務局（信州大学学務部学務課教務グループ）

〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1

電話：0263-37-2194（受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00（土日、祝日を除く））

e-mail：office@c-snet.jp HP：https://www.c-snet.jp/